

福岡県公報

令和七年四月一日
第五百八十四号
増刊
①

目次

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) ……………一

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和七年四月一日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞仁

福岡県人事委員会規則第十六号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の小竹町の表中

町長部局	課長 総務課の課長補佐 人事係長	を
町長部局	参事 課長 人事係長 総務課の課長補佐	に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。